



金 沢 市 公 報

号外第1号

令和4年(2022年)1月14日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市原油価格高騰緊急対策生活困窮世帯暖房費助成金交付要綱 (生活支援課)	4
●規 則		○金沢市多子世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱 (子育て支援課)	6
○金沢市財務規則及び金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (財 政 課)	1		
●告 示			
○金沢市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱 (福祉政策課)	1		

規 則

金沢市財務規則及び金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月14日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第1号

金沢市財務規則及び金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

(金沢市財務規則の一部改正)

第1条 金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第70条に次の1号を加える。

(19) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

(金沢市事務決裁規則の一部改正)

第2条 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1支出アの表中

法令等に基づく負担金、交付金及び公営企業特別会計に対するものは、4,000万円を超えるものにあっても、総務局長専決とする。

医療費、介護保険給付費、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費並びに施設の共益費及び人件費に係るものは、所管局長専決とし、合議を要しない。

を

法令等に基づく負担金、交付金及び公営企業特別会計に対するものは、4,000万円を超えるものにあっても、総務局長専決とする。

医療費、介護保険給付費、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費並びに施設の共益費及び人件費に係るもの並びに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、所管局長専決とし、合議を要しない。

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●金沢市告示第14号

金沢市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和4年1月14日

金沢市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活及び暮らしの支援を受けられるよう、本市が住民税非課税世帯等に対して支給する給付金をいう。

(2) 基準日 令和3年12月10日をいう。

(臨時特別給付金の支給対象者)

第3条 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（以下「臨時特別給付金」という。）の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、基準日において、いずれかの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の均等割を免除された者である世帯（以下「令和3年度住民税非課税世帯」という。）の世帯主で、基準日において本市の住民基本台帳に記録されているもの（基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）

(2) 令和3年度住民税非課税世帯以外の世帯のうち、アに該当し、かつ、イ及びウのいずれにも該当しない世帯（以下「家計急変世帯」という。）の世帯主で、臨時特別給付金の支給の申請をする日（以下「申請日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されているもの

ア 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月の前月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の市町村民税の均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和3年1月から令和4年9月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税の均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）

イ 令和3年度住民税非課税世帯として臨時特別給付金の支給を受けた世帯に属する者を含む世帯

ウ 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があった場合において、同一住所の住民基本台帳に記録されているいずれかの世帯に対し臨時特別給付金を支給したときの、同一住所におけるその他の世帯

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税の均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、令和3年度住民税非課税世帯又は家計急変世帯（以下「支給対象世帯」という。）とはしないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、他の市町村において臨時特別給付金に類する給付金で、市長が別に定めるものの給付を受けた者は、支給対象者とはしない。

(受給権者等)

第4条 臨時特別給付金の支給を申請し、及びこれを受けることができる者（以下「受給権者」という。）は、支給対象世帯の世帯主（当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者等の中から選ばれた者））とする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、支給対象世帯の世帯主が配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者である場合その他の特に配慮が必要と認められる場合における、支給対象者及び受給権者の取扱いについて

は、市長が別に定める。

(臨時特別給付金の支給額)

第5条 臨時特別給付金の支給額は、支給対象世帯1世帯につき100,000円とする。

(確認書による支給等)

第6条 市長は、令和3年度住民税非課税世帯に係る支給対象者のうち市長が別に定めるものに対し、支給対象者の要件、臨時特別給付金の支給の方式その他臨時特別給付金の支給について必要な事項を確認するため、別に定める確認書(以下「確認書」という。)の提出を求めるものとする。

2 前項に規定する支給対象者が臨時特別給付金の支給を受けようとするときは、市長に確認書を提出しなければならない。

3 前項の規定により確認書を提出した者に対する臨時特別給付金の支給は、確認書により確認した方式により行うものとする。

(申請による支給等)

第7条 前条第1項に規定する支給対象者以外の支給対象者に対する臨時特別給付金の支給は、市長が別に定める申請書(以下「申請書」という。)の提出による申請により行うものとする。

2 申請書による申請に基づく臨時特別給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。この場合において、第2号に掲げる方式は、臨時特別給付金の支給の申請を行う者(以下「申請者」という。)が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な事由があるときに限り行う。

(1) 指定口座振込方式(申請者が申請書を市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

(2) 窓口現金受領方式(申請者が申請書を市長に提出することにより、市の窓口で現金を交付する方式をいう。)

3 申請者は、臨時特別給付金の支給の申請に当たっては、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し(以下「公的身分証明書の写し」という。)を提出し、又は提示するものとする。

(申請受付開始日及び申請書等の提出期限)

第8条 臨時特別給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

2 確認書の提出の期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年9月30日とする。

3 臨時特別給付金の支給に係る申請書の提出の期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年9月30日とする。

(代理による申請)

第9条 代理人(代理により第6条第2項の規定による確認書の提出又は第7条第1項の規定による臨時特別給付金の支給の申請を行うことができる者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる者に限るものとする。

(1) 基準日において、受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。)

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の日常生活の支援等をしている者で市長が特に認めるもの

2 代理人は、確認書の提出をしようとするときは、確認書の委任欄への記載をするものとし、臨時特別給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は、申請書に加え、委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者である場合にあっては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者である場合にあっては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給決定及び支給)

第10条 市長は、第6条第2項の規定により提出された確認書又は第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、臨時特別給付金の支給を決定し、当該受給権者に対し、臨時特別給付金を支給する。

(臨時特別給付金の支給等に関する周知)

第11条 市長は、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 第8条第2項の期限までに確認書の提出を行わない者又は同条第3項の期限までに臨時特別給付金の支給の申請を行わない者は、臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第10条の規定により臨時特別給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他受給権者の責めに帰すべき事由により臨時特別給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(臨時特別給付金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った臨時特別給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 臨時特別給付金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

●金沢市告示第15号

金沢市原油価格高騰緊急対策生活困窮世帯暖房費助成金交付要綱を次のように定める。

令和4年1月14日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市原油価格高騰緊急対策生活困窮世帯暖房費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格の高騰により、灯油などの石油製品の価格が大幅に引き上げられていることに対する緊急対策として、本市の生活困窮世帯の暖房費に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「基準日」とは、令和3年12月1日をいう。

2 この要綱において「長期入院者」とは、1か月以上継続して病院、診療所等に入院している者をいう。

3 この要綱において「対象外施設」とは、次に掲げる施設をいう。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム及び同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設

(交付対象世帯)

第3条 市長は、基準日において次の各号のいずれかに該当する世帯（以下「交付対象世帯」という。）に対して助成金を交付する。

(1) 生活保護法による被保護世帯となっている世帯（これに準ずるものとして市長が別に定める世帯を含む。）で、次に掲げる要件の全てを満たすもの（以下「生活保護世帯」という。）

ア 生活保護法第26条、第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護が停止されている世帯でないこと。

イ 長期入院者、居所がない者又は対象外施設に入所している者のみで構成されている世帯でないこと。

(2) 要介護高齢者（介護保険法第19条第1項の規定による要介護認定を受けている65歳以上の者で、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5の認定を受けているものをいう。以下同じ。）がいる世帯で、次に掲げる

要件の全てを満たすもの（以下「要介護高齢者世帯」という。）

ア 令和3年度分市町村民税非課税者（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとする。）の均等割及び所得割が課されていない者をいう。以下同じ。）のみで構成されている世帯であること。

イ 要介護高齢者が長期入院者又は対象外施設に入所している者でないこと。

- (3) 重度障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳に障害の程度が1級若しくは2級である者として記載されている者、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳に記載されている程度記号がAである者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級である者をいう。以下同じ。）がいる世帯で、次に掲げる要件の全てを満たすもの（以下「重度障害者世帯」という。）

ア 令和3年度分市町村民税非課税者のみで構成されている世帯であること。

イ 重度障害者が長期入院者又は対象外施設に入所している者でないこと。

- (4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の規定により児童扶養手当の受給資格及び手当の額について認定を受けている者（以下「受給資格者」という。）がいる世帯で、令和3年度分市町村民税非課税者のみで構成されているもの（以下「児童扶養手当受給世帯」という。）

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、1世帯当たり5,000円とする。

- 2 交付対象世帯が、前条各号のうち2以上に該当する世帯であっても、助成金は、重ねて交付しない。

（申請不要世帯交付対象者への交付の申込み等）

第5条 市長は、申請不要世帯交付対象者（生活保護世帯の基準日における代表者及び児童扶養手当受給世帯の基準日における受給資格者をいう。以下同じ。）に対し、助成金の交付の申込みを行う。

- 2 申請不要世帯交付対象者は、前項の申込みを受けた際、助成金の受給の拒否を届け出ることができる。

- 3 市長は、令和4年1月25日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに交付を決定し、申請不要世帯交付対象者に対し、助成金を交付する。

（要申請世帯に係る交付申請手続等）

第6条 要申請世帯（要介護高齢者世帯及び重度障害者世帯をいう。以下同じ。）に対する助成金の交付を受けようとする当該世帯の代表者（以下「要申請世帯交付対象者」という。）は、市長が別に定める申請書により、市長に申請を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請の際、必要に応じて運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本を提出させ、又は提示させること等により、当該要申請世帯交付対象者が本人であることの確認を行うものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付を決定し、当該申請を行った者に対し、助成金を交付する。

（申請受付開始日及び申請期限）

第7条 前条第1項の規定による申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 前条第1項の規定による申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年3月31日までとする。

（代理による申請）

第8条 代理人（第6条第1項の規定による申請を代理する者をいう。）は、当該申請を行った者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限るものとする。

（助成金の交付方法）

第9条 第5条第3項又は第6条第3項の規定による助成金の交付は、次の世帯の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 生活保護世帯 基準日時点において本市が把握する生活保護費の振込時における指定口座への振込又は市の窓口での現金による交付
(2) 児童扶養手当受給世帯 基準日時点において本市が把握する児童扶養手当の振込時における指定口座への振込
(3) 要介護高齢者世帯及び重度障害者世帯 第6条第1項の規定による申請の際に指定した口座への振込

- 2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、基準日後令和4年1月25日までに生活保護費又は児童扶養手当の振込時における指定口座について変更の届出があったときは、助成金の交付は、当該届出のあった口座への振込によ

り行うものとする。

(助成金の交付に関する周知)

第10条 市長は、交付対象世帯の要件、申請の方法、申請受付開始日その他の助成金の交付に係る事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 第7条第2項の期限までに助成金の申請を行わない要申請世帯交付対象者は、助成金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条第3項の規定により生活保護世帯に対する助成金の交付の決定を行った後、本市が把握する生活保護費の振込時における指定口座(交付の決定の前に指定口座の変更の届出があった場合には、当該届出のあった口座)に助成金の交付を行う手続を行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等により令和4年3月31日までに口座への振込みができない場合及び同日までに市の窓口での現金交付ができない場合は、やむを得ない場合を除き、本件契約は解除されるものとする。

3 市長が第5条第3項の規定により児童扶養手当受給世帯に対する助成金の交付の決定を行った後、本市が把握する児童扶養手当の振込時における指定口座(交付の決定の前に指定口座の変更の届出があった場合には、当該届出のあった口座)に助成金の交付を行う手続を行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等により令和4年3月31日までに口座への振込みができない場合は、やむを得ない場合を除き、本件契約は解除されるものとする。

4 市長が第6条第3項の規定により助成金の交付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請を行った者の責めに帰すべき事由により助成金の交付ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対し、交付を行った助成金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 助成金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

●金沢市告示第16号

金沢市多子世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和4年1月14日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市多子世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多子世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時特別給付金 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、多子世帯、障害児世帯及び離別世帯に対して、臨時かつ特別の措置として本市が支給する令和3年度の給付金をいう。
- (2) 支給対象者 臨時特別給付金の支給の対象となる者をいう。
- (3) 原要綱 金沢市子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱(令和3年告示第361号)をいう。
- (4) 原給付金 原要綱に基づいて支給される給付金をいう。
- (5) 原支給対象世帯 原給付金の支給を受けることができる世帯をいう。
- (6) 基準日 令和4年1月13日をいう。
- (7) 児童手当 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当をいう。
- (8) 児童 平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した者であって、配偶者を有していないものをいう。
- (9) 申請日 支給対象者が、臨時特別給付金の支給の申請を行う日をいう。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、多子世帯、障害児世帯又は離別世帯において児童を監護する父又は母のうち、主たる生計を維持している者とする。ただし、市長は、父母がいないときその他これにより難しいと認めるときは、別に定めることができる。

(多子世帯の要件)

第4条 前条に規定する多子世帯は、次の各号の全てに該当する世帯とする。

- (1) 次のいずれかに該当することにより、原給付金を受給できない世帯
 - ア 令和3年9月分の児童手当が、児童手当法附則第2条第1項の給付であること。
 - イ 原要綱第3条第1項第2号に規定する所得額が、同号に規定する額以上の額であること。
- (2) 次のいずれかの場合に、原給付金を受給できることとなる世帯
 - ア 令和3年9月分の児童手当が、児童手当法附則第2条第1項の給付でないときとみなした場合
 - イ 原要綱第3条第1項第2号に規定する所得額が、同号に規定する額未満の額であるとみなした場合
- (3) 原基準日(第7条に規定する日をいう。以下同じ。)及び基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者により構成される世帯
- (4) 基準日において、児童の数が3以上である世帯

(障害児世帯の要件)

第5条 第3条に規定する障害児世帯は、次の各号の全てに該当する世帯とする。

- (1) 前条第1号から第3号までの全てに該当する世帯
- (2) 次のいずれかの児童が含まれる世帯
 - ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童
 - イ 別に定める障害福祉サービスの支給決定を受けている児童
 - ウ ア又はイに準ずる者として市長が認める児童

(離別世帯の要件)

第6条 第3条に規定する離別世帯は、次の各号の全てに該当する世帯とする。

- (1) 次のいずれかに該当する世帯
 - ア 原支給対象世帯に属していた者が、当該世帯に係る原基準日の翌日から当該世帯に係る原給付金の支給の日の前日までの間に、当該原給付金の支給を受ける者と離婚したことにより、当該支給の日において、監護している児童とともに当該世帯とは異なる世帯に属することとなった場合における当該異なる世帯
 - イ 多子世帯又は障害児世帯に属していた者が、当該世帯において臨時特別給付金の支給を受けることができる者と離婚したことにより、監護している児童とともに当該世帯とは異なる世帯に属することとなった場合における当該異なる世帯(当該異なる世帯に係る申請日において、当該多子世帯又は障害児世帯に係る臨時特別給付金の申請がされておらず、かつ、当該異なる世帯が第4条第4号又は前条第2号の要件を満たす場合に限り。)
 - (2) 原基準日、基準日及び申請日において、本市の住民基本台帳に記録されている者により構成されている世帯
- 2 市長は、配偶者等からの暴力を理由に当該配偶者等と生計を別にしてしている者等の世帯が前項の世帯と同様の状況にあると認めるときは、当該世帯を離別世帯とみなすことができる。

(原基準日)

第7条 この要綱において「原基準日」とは、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 原要綱第2条第4号に規定する一般支給対象者の属する世帯 令和3年8月31日
- (2) 令和3年9月分の児童手当を受給した世帯又は平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を有する世帯(前号の世帯を除く。) 令和3年9月30日
- (3) 令和3年9月1日から令和4年3月31日までの間に出生した児童を有する世帯(前2号の世帯を除く。) 当該児童の出生の日

(基準日の特例)

第8条 基準日の翌日から令和4年3月31日までの間に、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定める日を基準日とみなすことができる。

- (1) 児童が出生したこと(この条の規定により多子世帯、障害児世帯又は離別世帯に該当することとなる場合に限る。) 当該児童の出生の日
- (2) 児童が第5条第2号アからウまでのいずれかに該当することとなったこと(前号に該当する場合を除く。) 当該事由が生じた日

(支給額)

第9条 臨時特別給付金の支給額は、多子世帯、障害児世帯又は離別世帯1世帯につき100,000円とする。

2 同一の世帯が多子世帯、障害児世帯又は離別世帯の2以上に該当する場合であっても、臨時特別給付金は、重ねて支給しない。

(児童手当受給者に対する支給の申込み等)

第10条 市長は、本市から児童手当を受給している者のうち、支給対象者となると見込まれる者に対し、臨時特別給付金の支給の申込みを行う。

2 前項の申込みを受けた者は、臨時特別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、臨時特別給付金を支給する。

(児童手当受給者に対する支給の方式)

第11条 前条第3項の規定による臨時特別給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行うものとする。ただし、前条第3項の規定による支給決定の前に支給対象者が第1号の指定口座の変更の届出をした場合及び監護する児童が死亡したことにより、令和3年9月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等の解約等をしており、臨時特別給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第2号に掲げる支給方式により行うものとする。

(1) 児童手当口座振込方式（本市が把握する令和3年9月分の児童手当の振込時における指定口座に振り込む方式をいう。）

(2) 指定口座振込方式（本市が支給対象者が指定する口座に振り込む方式をいう。）

(支給の申込みを行った者以外に係る申請受付開始日及び申請期限等)

第12条 第10条第1項の規定による申込みを行った者以外の申請が必要となる者に対する臨時特別給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

2 前項の申請が必要となる者に対する臨時特別給付金の支給の申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年3月31日とする。

3 臨時特別給付金の支給の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）のうち、第1項の申請が必要となる者による申請及び支給は、申請者が市長が別に定める申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式により行う。

4 市長は、第1項の申請の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者が本人であることの確認を行うものとする。

5 市長は、必要に応じて、申請者に対して児童の数、障害の程度、離婚があったこと等を示す書類を提出させること等により、当該申請者が支給対象者に該当するか確認を行うものとする。

(代理による申請)

第13条 代理人（前条第1項の規定による臨時特別給付金の支給の申請を代理する者をいう。）は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限るものとする。

(申請を要する支給対象者に対する支給の決定及び支給)

第14条 市長は、第12条第1項の規定による臨時特別給付金の支給の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、臨時特別給付金の支給を決定し、当該申請を要する支給対象者に対し、臨時特別給付金を支給する。

(臨時特別給付金の支給に関する周知)

第15条 市長は、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日その他の臨時特別給付金の支給に係る事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第16条 第12条第2項の期限までに臨時特別給付金の申請を行わない申請を要する支給対象者は、臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第10条第3項の規定により臨時特別給付金の支給の決定を行った後、本市が把握する児童手当特例給付の振込時における指定口座（支給前に指定口座の変更の届出があった場合には、当該届出のあった口座）に臨時特別給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等により令和4年3月31日までに口座への振り込みができない場合は、やむを得ない場合を除き、本件契約は解除されるものとする。

3 市長が第14条の規定により臨時特別給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請者の責めに帰すべき事由により臨時特別給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第17条 市長は、臨時特別給付金の支給を受けた後に当該臨時特別給付金の支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った臨時特別給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第18条 臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

令和4年(2022年)1月14日 印刷
令和4年(2022年)1月14日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄